

静岡県告示第244号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下佐ヶ野谷津線	賀茂郡河津町川津筏場字矢野811番の9から 賀茂郡河津町川津筏場字矢野811番の8まで	令和7年3月28日

=====

静岡県告示第245号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
473号	島田市菊川字賀久戸241番の1から 菊川市倉沢字落井上原1654番の50まで	令和7年3月29日 午後4時30分
	島田市菊川字賀久戸229番の1から 島田市菊川字賀久戸237番の5まで	

=====

静岡県告示第246号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

焼津榛原線	焼津市利右衛門字天王3196番から 焼津市利右衛門字天王1034番の1まで	令和7年3月31日
-------	--	-----------

=====

静岡県告示第247号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大富藤枝線	焼津市中新田字大島11番の3から 焼津市中新田字藤藪北432番の2地先まで	令和7年3月31日

=====

静岡県告示第248号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
接岨峡線	榛原郡川根本町犬間字久保山303番の3地内	令和7年3月28日